

三重県水源地域の保全に関する条例の概要

1 目的（第1条）

水源地域の保全に関し、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地の利用の確保を図るための措置等を定め、森林の有する水源の涵養機能の維持増進に寄与することを目的とする。

2 基本理念（第3条）

水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、森林の有する水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならない。

3 県及び関係者の責務（第4条～第7条）

【県の責務】

県は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する。

【土地所有者等、事業者、県民の責務】

県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める他、

- ・土地所有者等は、水源地域における適正な土地の利用に配慮する
- ・事業者は、事業活動を行うに当たって、水源地域の保全に十分配慮する
- ・県民は、水源地域の保全に対する関心と理解を深める

4 基本施策（第10条）

県は、水源地域の保全に関し、次に掲げる施策を総合的に推進する。

- ①適切な造林、保育等の森林整備の推進その他の必要な措置を講ずる
- ②特定水源地域において、保安林の指定を推進するとともに、森林の公的な管理を促進する
- ③水源地域内の土地の所有権等の移転等に関する届出に基づき、助言その他の措置を適時に行い、水源地域における適正な土地の利用を図る
- ④水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる

5 水源地域及び特定水源地域の指定（第 11 条）

知事は、水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本的な指針を定め、その基本指針に沿って、水源地域及び特定水源地域を指定する。

- 「水源地域」とは、民有林のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域として知事が指定した地域
- 「特定水源地域」とは、水源地域のうち、水道事業の水源地など特に保全する必要がある地域として、市町の長の提案に基づき知事が指定した地域

6 土地の所有権等の移転等の事前届出制度と助言その他の措置

- (1) 土地所有者等は、水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときは、30日前までに必要事項を知事に届け出なければならない。
- (2) 知事は、(1)の届出を関係市町の長に通知し、意見を求めることができる。
- (3) 知事は、必要な限度において、届出者に対し、報告又は資料の提出を求めることができるとともに、職員に立入調査をさせることができる。
- (4) 知事は、届出者に対し必要な助言を行うことができる。
- (5) 知事は、無届や虚偽の届出又は報告の徴収や立入調査に応じない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (6) 知事は、(5)の勧告を受けた者が正当な理由なく従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- (7) (5)に該当する者は、五万円以下の過料に処する。